

持ってて安心!

カードローン

ジュニア

カードローンがやさしい条件で
ご利用いただけます。
※与信取引も問いません。

取扱期間

令和6年3月31日まで

好評につき、取扱期間を2年延長いたしました。

保証限度額

500万円

ご利用は1企業につき1口まで

【お問合せ先】



和歌山県信用保証協会

【本 所】

保 証 課 073-433-9705

経 営 支 援 課 073-433-9704

【田辺支所】

業 務 課 0739-22-4666



小規模企業者カードローン（協会独自制度）

カードローンJ の詳細について

ジュニア

保証対象

和歌山県内に住所または事業所（法人の場合は本店または事業所）を有し、保証協会の保証対象となる事業を営み、申込金融機関が今後とも支援育成していきたい先で、償還能力があると認められる個人もしくは法人企業（企業組合、協業組合以外の組合を除く）で、以下の資格要件すべてを満たす方。

資格要件

次のすべての要件を満たす小規模企業者であり、今後とも申込金融機関が支援育成していきたい先で、償還能力があると認められる方。

- (1)同一事業の業歴が1年以上で、1期以上の確定申告を行っている。
- (2)最近2年間のいずれかの決算で利益（法人では経常利益、個人は申告所得）を計上しているか、あるいは最近の決算で債務超過でないこと。
- (3)本制度を含め事業者カードローン根保証の利用がないこと。

保証限度額 （1企業当たり）

50万円以上500万円まで。（白色申告の個人事業者は200万円まで）

※申込金融機関により下限限度額が異なる場合があります。

ただし、次の要件にすべて該当すること。

- ①平均月商（直近決算）の3ヶ月以内であること
- ②本件を含めて保証債務残高が3,000万円以内であること

保証期間

運転・設備資金 1年間もしくは2年間

ただし、更新は妨げない。（2回まで可）

保証料率

極度額に対して年0.39%から年1.62%の範囲内

（別途、有担保割引0.1%、会計参与設置会社割引0.1%は利用可能）

連帯保証人

必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要

担保

原則として、不要（ただし、有担保保証による取組みも可）

返済方法

約定弁済・随時弁済

貸付利率

金融機関所定の利率

取扱金融機関

基本約定書締結金融機関

メリット

1. 貸付枠（極度額）の確保ができます。
2. 必要な資金がカードで簡単・スピーディーにご利用いただけます。
3. カード利用により契約店舗に限らず、遠隔地でも自由に使えます。
4. 金融機関の窓口営業時間外や土曜休業日であっても自動支払機の利用により急な資金需要にもタイムリーに対応できます。

